

国際人権法学会 ニュースレター



2014年7月

1. 本年の研究大会について

本年の研究大会は、**2014年11月22日(土)～23日(日)**、広島市内の広島大学東千田キャンパス(広島市中区東千田町1-1-89)にて開催されます。プログラムは9月末に発送の予定ですが、以下に企画の概要と趣旨をお知らせいたします。

<1日目午前・午後の部>

テーマ：二つの自由と二つの安全
—国際人権法の存在意義を問う

企画趣旨：

本学会は、国際人権に関する問題が、国際法学会、公法学会、国際政治学会などの既存の学会や研究会・シンポジウムで単発的に取り上げられるだけでは不十分であるという認識のもとに、体系的、学際的研究を関連学諸領域の協力、国内外の情報交換を通じて実現することを企図している（国際人権法学会設立趣意書・国際人権法学会会則参照）。では、四半世紀を経た学会として、当初掲げた目的はどこまで実現できたのか、実現できていない点があるとすれば何が障壁なのか（課題）、これらを検証することによって次の四半世紀の展望を描くことが企画の趣旨である。換言すると、国際人権法の存在意義は何かである。さらに、新しい問題状況に対応するために創

設された本学会が、「現在」の問題にどれだけ対応できているのか、学会自体の体質も問われよう。

そこで、国際人権法という枠組みが要請され、かつ期待される、現代的難問を選択し、この難問に惹かれて研究・実務の世界に入ってきた新しい世代とこれまで国際人権法の構築を担ってきた世代との「対話」というフレームワークの中で議論を交わすことによって、上記の課題に対応したい。現代的難問としては、①「自由・プライバシー」と安全および②「欠乏からの自由」と安全を予定している。それぞれは一定程度、議論が深められてきた問題であるが、「すべての人の安全と自由」が可能かという視点から総合的に捉え直し、自由権と社会権のそれぞれの問題としてではなく、両者にまたがる問題として捉えることを企図している。

<2日目午前・午後の部>

テーマ：人権実現プロセスの総合的検証—2013年9月4日最高裁大法廷決定を契機として

企画趣旨：

2013年9月4日、最高裁大法廷は民法900条4号但書を違憲とする決定を下した。同決定で憲法違反とされた民法900条4号但書は、かねてより国際人権機関から条約違反の指摘を受けてきた代表例であり、NGOが長年に渡って法改正を訴え続けてきたものの一つでもある。しかも、最高裁判所が違憲という結論に至る際に、日本社会における変化のみならず、諸外国における法改正の状況や国際機関の意見・勧告に言及している点で注目される。最高裁判所の違憲決定を受けて、国会はすみやかに法改正を行った。よって、違憲ではないかという個人の声が法改正実現というゴールに至るまでを人権実現プロセスとしてとらえことができる。本企画では、この一連のプロセスを幾つかの観点からつぶさに検証し、日本における人権実現プロセスの問題点を明らかにし、次の課題設定につなげていくことを目的とする。

(企画主任・江島晶子)

2. 研究大会でのインタレストグループ報告について

学会では例年、研究大会 2 日目のお昼休みを学会のインタレストグループ主催の研究会の時間とし、開催校のご協力を得て会場提供の便をはかり、学会員の方々が自由にご参加いただけるようにしてきました。これは今後も継続してまいりますが、開催校に会場を確保していただく関係上、研究会の開催を希望されるインタレストグループの代表者の方は、8月末日までに、学会ホームページ <http://www.ihra.org/> 上にあるインタレストグループ応募申請書に記入の上、メール添付又は郵送で事務局までお送り下さい（すでに過去の研究大会で研究会実績のあるグループについては、下記（4）についてはその旨を書いていただければ結構です）。

新規にインタレストグループの立ち上げを希望される会員の方も、下記応募要項をご参照の上、同様に、学会ホームページ上のインタレストグループ応募申請書に記入し、8月末までに事務局までお送り下さい。新規のインタレストグループ開催については企画委員会において承認の後、事務局から代表者宛てにご連絡させていただきます。

インタレストグループ応募要綱

インタレストグループによる発表の内容および応募資格は以下の通りです。

- (1) 国際人権に関するテーマで研究発表を行うこと。
- (2) グループは最低 3 名からなるグループで、主要メンバーが会員であること。
- (3) 研究大会における報告者は原則として会

員に限る。その際、応募用紙に報告者名、及び参加人数見込みについても記入すること（現時点で報告者が未定の場合は「未定」と記入のこと）。

- (4) 当該テーマに関する代表者及び報告者の主要業績（各 3 点以内）、及び当該グループの活動実績を明記すること。
- (5) 常設の研究グループか、1 回のみの研究発表グループであるかを問わない。
- (6) 第 2 日目の昼食時に、1 時間 30 分程度の研究報告・討論の会場と機会が与えられる。会員による傍聴は任意。
- (7) グループ発表は、大会プログラムの発送時に同時に案内される。
- (8) 報告は「国際人権」に登載されないが、公募論文への応募が期待される。

3. 事務局からのお願い

このニュースレターとともに、2013 年度（2013 年 10 月～2014 年 9 月）までの学会費で未納分がある方にはお手紙と振込用紙を同封させていただいております。学会は会員の皆様の会費で運営しております。ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

国際人権法学会事務局

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

青山学院大学法学部

申惠丰（しん へほん）研究室

shin@als.aoyama.ac.jp

TEL : 03-3409-8794 FAX : 03-3797-0462